

# グリーン調達ガイドライン説明会時のご質問と回答

## －製品・部品お取り引き様向け－

No	ページ	質問	回答
1	P.9	・化審法「第1種監視物質」(22物質);[申告 禁止] ・紫外線吸収剤(ベンゾトリアゾ-ル系物質);[申告 禁止] ・PFOA, PFOS(フッ素系化合物);[申告 禁止] ・大気汚染VOC規制, 車室内VOC規制;[禁止又は申告] 他 とあるが、[申告 禁止]区分がGADSLの区分であるのか、TG区分であるのか読み取ることが出来ない。	P11のGSG-A026リストを見ていただければGADSLで申告になっていても、TGで禁止となっているものが読み取れるかと思います。 先行き禁止される可能性の高いものについてTG独自に禁止(工程での作業保護も含めて)に設定したものです。
2	P.13	閾値1000ppmが社内基準値200ppmになるのは、より厳しく観るといえるのか。又、低く設定してある理由はなにか？	主要顧客トヨタ自動車株の設定に対応したことによるもので、従来の100ppmに対しては緩和したものです。 なお、この基準値の設定は蛍光X線分析器等での測定バラツキを考慮して、指令閾値を遵守できる値として設定しております。
3	P.13	TG社内基準値が厳しくなったが、データを取り直す必要があるか？	次の依頼分('08.1.7以降)より御対応下さい。
4	P.13	六価クロムについて、定量化すると $\mu\text{g}/\text{cm}^2$ となるが、ppm表示はどうするのか？	クロメート皮膜の厚みを一定と仮定しているので $0.05\mu\text{g}/\text{cm}^2$ を500ppmと読み替えて下さい。
5	P.13	蛍光X線分析器での測定値と3 の関係において、分析時間を長く設定しないと正確な分析結果がえられないが、分析時間の設定は？	『GSG-A027』のP.5にあります6.1.2分析操作の項、注(6)の記載を御覧下さい。
6	P.13	鉛、水銀、六価クロムについて、社内基準200ppmと500ppm未満の関係がよく判らない。	蛍光X線分析器の結果を判定するのに200ppmを基準とし、200ppm超過の場合にICP/AAS等の精密分析を実施します。 このときの判定基準を500ppmとするものです。
7	P.17	SOC分析データはどのタイミングで出すのでしょうか？	P-17の表にあるように原材料規格票、化学物質成分報告書、化学物質有害性報告書、MSDSとともに提出ください。
8	P.20	対象物質数が増えた事で、「化学物質成分報告書」等は既存材料でも再提出が必要か、新規材料だけで良いのか？	今後依頼する物についてお願い致します。
9	P.32	JAMAシート提出の際に重量記入がある。図面值が実重量と異なる場合があるが、どちらを正とするべきか教えてほしい。	基本は実重量を正とします。乖離が大きい場合には設変処理をします。
10	P.34	設計変更対応とあるが、構成部品1部品の形状変更のみで、ハネ長さ等他の部位が変わらない場合にもJAMAシートは提出する必要はあるか？	構成部品が変わることによって部品重量が変化する場合は、JAMAシートの提出が必要です。
11	P.34	設計変更対応の際、自給部品の品番が変わらない変更の場合、それらにもJAMAシートを提出する必要はあるのか？	自給でTGが材料指定していない部品に関する設計変更であればJAMAシートの提出が必要です。

# グリーン調達ガイドライン説明会時のご質問と回答

## －材料・資材お取り引き様向け－

No	ページ	質問	回答
1	P.10	海外展開の際 英語が必要になるため、英語のリストはあるか？	GADSLの付表-1は英文がついています。 付表-2は英文になっていませんが、GSG-A026の英訳版がありますので、必要であれば「技術標準配布依頼書」を調達経由で提出し、配布依頼下さい。
2	P.10	工程主体の副資材は今回のガイドに当てはめて評価が必要か？	必要です。
3	P.10	付表 - 1 GADSL (製品主体)の方はクリアーしているが、TG独自リストで、1部閾値に入らない成分が入っている場合はどのような扱いになるか？	禁止物質の場合、代替検討を実施下さい。 申告物質であれば申告して下さい。
4	P.17	樹脂材料に着色がある場合、ベースレジンのSOCデータだけでよいか、或いは色毎にデータを提出するのか？	顔料成分が最もSOCが懸念されるので、着色材料においても色毎に提出下さい。
5	P.17	溶剤を混ぜているような場合は単体溶剤のSOC分析データを流用することは可能か？	可能です。但し、溶剤の配合割合をご報告いただくことが必要です。
6	P.17	塗料は日本と中国でのリサイクル法対応としてどのようなデータを出すのか？	日本: 原材料になるので溶剤を含めた化学物質成分報告書 中国: 部品の材料調査なので乾燥後の塗膜固形分のJAMAシートを提出下さい。
7	P.17	SOC分析データの提出は紙もいるのか？	紙の提出は不要です。 フロッピー等の電子情報でかまいません。
8	P.17	中国の離型剤は原材料と考えれば良いか？	中国ではリサイクル法対応で製品の材料成分調査のみを実施しています。 よって、離型剤等の調査は行っていません。 (但し、中国でも副資材のSOC管理は行っており、SOCデータの要求はあります)
9	P.17	めっき薬剤メーカーですが、日本と中国でのリサイクル法対応ではどのようなデータを出せばよいのですか？	日本では弊社への納入形態(めっき薬剤orめっきした製品・部品)により異なります。 めっき薬剤であれば原材料になるので化学成分報告書を提出いただきます。 めっき品であればJAMAシートでめっき皮膜の成分を報告いただきます。 中国では製品・部品の材料調査のため、JAMAシートでめっき皮膜の成分を報告いただきます。
10	P.20	対象物質数が増えた事で、「化学物質成分報告書」等は既存材料でも再提出が必要か、新規材料だけで良いのか？	今後依頼する物についてお願い致します。
11	P.20	副資材は成分開示は必要か？	不要です。
12	共通	本説明会の施行はいつからか？	'08/1/1から実施いたします。
13	共通	同様に副資材リストの開示はいつからか？	'08/1/1から実施いたします。
14	共通	同様に対象物質リスト(GSG-A026の付表 - 1, 2)はHPへ掲載されるのか？	年内で対応を考えています。